



2025年3月27日

各位

会社名 オイシックス・ラ・大地株式会社
代表者名 代表取締役社長 高島 宏平
(コード：3182 東証プライム)
問合せ先 管理本部本部長 熊野 滋
(TEL. 03-6867-1149)

エス・ロジックス株式会社における不適切会計に係る調査報告書受領 及び2025年3月期第3四半期決算発表予定日に関するお知らせ

このたび、2024年12月26日付の「エス・ロジックス株式会社における不適切会計に係る調査について」にてお知らせしたとおり、シダックス株式会社（エス・ロジックス株式会社（以下、「エス・ロジ社」）を含む。）が当社の連結子会社となる以前に発生し、2024年12月に発覚した不適切会計（以下、「本事案」）について、2024年12月26日付で当社が設置いたしました「原因究明・内部統制強化チーム」（以下、「調査チーム」）により、今回のエス・ロジ社における不適切な会計処理の内容及び原因、過年度決算への影響額、再発防止策等について調査及び検討を行い、調査報告書を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

株主・投資家の皆様、及びお取引先様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたことを、心より深くお詫び申し上げます。

記

1. 当社の原因究明・内部統制強化チームの調査報告書について

調査チームによる調査結果につきましては、添付の「調査報告書（開示版）」をご覧ください。なお、秘密情報及び個人情報保護の観点から、個人名等、部分的な非開示措置を施しておりますことをご了承ください。

2. 今後の対応について

(1) 過年度の有価証券報告書及び決算短信等について

当社は、調査チームによる調査結果を受け、当社連結財務諸表に与える最終的な影響を確定したうえで、当社が過去に提出いたしました2024年3月期有価証券報告書及び2025年3月期半期報告書の訂正報告書、並びに2024年3月期、2025年3月期第1四半期及び第2四半期決算短信の訂正につき、2025年3月31日（月）に提出及び開示予定です。

なお、シダックス株式会社において、提出済みの過年度の有価証券報告書等の訂正は行わない予定です。

(2) 2025年3月期第3四半期決算発表について

2025年3月21日付「2025年3月期 第3四半期決算発表予定日に関するお知らせ」にてお知らせした2025年3月期第3四半期決算発表日につきましては、2025年3月31日（月）となる予定です。

3. 再発防止策について

当社は、調査チームの調査結果及び再発防止策の提言を真摯に受け止め、シダックス株式会社及びエス・ロジ社において、以下の再発防止策を進めてまいります。

(1) 決算・財務報告プロセスにおけるモニタリングの再整備

- ・ 棚卸資産の事業部門による定期的な把握と管理部門による適正なモニタリング及び増減分析等による不備の早期検知
- ・ 内部監査部門による分析・リスク評価方法の見直し等、監査プロセスの改善・強化

(2) 棚卸資産管理プロセスにおける運用の整備

- ・ 棚卸実施方法および報告ルールの従業員への再周知と教育の実施
- ・ 棚卸資産の正確且つ網羅的な把握が可能な書類管理ルールの見直し

(3) 事業運営体制の見直し

- ・ 本事案が発生した、シダックス株式会社のフードサービス事業において食品製造機能を担っているエス・ロジ社のSDC事業部について、当社製造部門との連携等による組織運営・管理体制の整備

当社グループは一丸となって、信頼の回復と企業価値の向上に努めてまいりますので、今後ともご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

調査報告書（開示版）

第1 調査の概要

1. 原因究明・内部統制強化チーム設置の経緯

オイシックス・ラ・大地株式会社（以下「当社」という。）は、2024年12月、当社の連結子会社であるシダックス株式会社（以下「シダックス」といい、その傘下にある会社も含め、「シダックスグループ」という。）の傘下にあるエス・ロジックス株式会社（以下「エス・ロジ」という。）のSDC事業部¹において、棚卸資産が過大に計上されている事実（以下「本件不適切行為」という。）を把握し、網羅的かつ深度ある調査を実施し、再発防止を図るため、以下の構成員からなる原因究明・内部統制強化チーム（以下「当チーム」という。）を設置し、本件不適切行為に対する調査を実施し、それに付随して本件不適切行為に類似する案件についての調査も実施した（以下、総称して「本調査」という。）。

木内 敬（三浦法律事務所、弁護士、公認会計士）
松本 浩平（当社取締役）
乙部 智佳（当社常勤監査役・独立役員）
諸江 幸祐（当社社外監査役・独立役員）
小久保 崇（当社社外監査役・独立役員、弁護士）
和田 健吾（当社社外監査役・独立役員、公認会計士）
沓間 秀樹（当社内部監査室 室長）

2. 本調査の方法

当チームは、関係書類及び会計データ等の精査、関係者合計55名に対するヒアリング、棚卸資産の確認、役職員7名に対するデジタル・フォレンジック調査等を実施した。

第2 エス・ロジにおける不適切行為の概要

本調査の結果、SDC事業部の責任者（以下「A氏」という。）が、遅くとも2014年頃から、SDC事業部において月次で実施している実地棚卸の結果及び外部倉庫から報告された在庫数を記載した「棚卸表」の数値を虚偽の数値に書き換えた上、シダックスグループ全体で利用している経理システムに入力することにより、棚卸資産の過大計上を行っていたことが判明した。

本調査の結果判明した2014年度以降の各事業年度末における過大計上額は下表のとおりであり、2024年9月末日時点における過大計上額は約4億7,570万円であった。

（単位：百万円）

年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
過大計上額	64	89	120	152	193	237	290	341	400	450

¹ シダックスグループにおいてセントラルキッチンの運営等を主たる事業とする事業部である。

関係資料の精査、デジタル・フォレンジック調査及び関係者へのヒアリング等により、本件不適切行為は、A氏1人により行われ、A氏以外の者は関与していないことが確認された。また、A氏による不正は、棚卸資産の過大計上のみであり、架空売上・架空仕入及び横領を含む私的な利得を目的とした他の不正行為²は認められなかった。

第3 本件不適切行為の発生原因の分析

本件不適切行為は、SDC事業部が、目標予算の未達で赤字が継続する中、赤字継続により事業譲渡又は事業廃止を懸念したA氏が、棚卸資産の過大計上により、予算を達成することを目的に開始され、約10年間継続された。このような長期にわたり不正が発覚することなく継続できた理由は、以下のとおり、シダックスグループにおけるいわゆる第1線、第2線及び第3線のいずれも十分に機能していない中で、SDC事業部において有効な内部統制が構築されず、長期にわたり人事ローテーションが行われていなかったことにある。具体的には以下のとおりである。

- ・ 業務執行部門（SDC事業部、エス・ロジ経営陣）による監督・牽制不足<第1線>
月に1度、SDC事業部の業績を把握し管理するための会議を実施していたものの、BS項目については確認をしておらず、棚卸資産の異常値に気付かず、本件不適切行為を長期にわたり継続させてしまった。
- ・ 管理部門（シダックス経理部）による管理・モニタリングの不全<第2線>
四半期に1度、財務諸表項目の増減分析をしていたものの、2期比較のみを実施し、長期トレンド分析を実施せず、棚卸資産の異常値に気付くのが遅れた。また、異常値に気付いた以降も、経理部はSDC事業部の事業内容に精通しておらず、A氏が説明する虚偽の増減理由を合理的であると考えてしまい、本件不適切行為を発見できなかった。
- ・ 牽制部門（シダックス内部監査室）による牽制機能の不全<第3線>
経理部と同様、財務諸表項目の長期にわたるトレンド分析などを実施せず、SDC事業部の棚卸資産はリスクが高くないという誤ったリスク評価で内部監査に臨み、簡単なヒアリングを行うだけで「問題ない」という結論に達してしまい、内部監査を契機として本件不適切行為が発覚することはなかった。
- ・ SDC事業部における内部統制の不備
法人としての、エス・ロジの棚卸資産は、内部統制報告書制度に基づく内部統制の評価対象とされていたものの、SDC事業部の棚卸資産は、金額的重要性が大きいにもかかわらず評価対象範囲に含まれていなかった。また、仮に含まれていたとしても、形式的な評価手続きが行われていたに過ぎないことから、内部統制では本件不適切行為の発見には至らなかったと考えられる。
- ・ 人事ローテーションが行われずA氏の業務がブラックボックス化していたこと
SDC事業部のA氏は入社以降、実質的な業務内容に変更はなく、長期間にわたり人事異動が行われることなく、同A氏の業務がブラックボックス化しており、上記の監督・牽制機能の不全や内部統制不備も相まって、長期にわたり本件不適切行為が発覚することはなかった。

² SDC事業部の売上の98%はシダックスグループであり、仮に、売上に係る不正を行う場合には、他のシダックスグループの関与が必要となる。しかし、デジタル・フォレンジック調査を含む本調査においてそのような兆候は一切認められなかった。また、SDC事業部における発注・仕入のプロセスにおけるA氏の関与は限定的であることから、仕入先と共謀のうえ不正を行うことは困難であり、本調査において、そのような行為は認められなかった。

第4 再発防止策の提言

上記第3のとおり長期にわたり本件不適切行為が発覚しなかった原因は、シダックスグループにおける第1線、第2線及び第3線のいずれも十分に機能していなかったためであり、有効なガバナンス及び内部統制の構築を怠ったシダックスグループ経営陣には重大な経営責任があると指摘せざるを得ない。当チームが提言した主な再発防止策は以下のとおりである。

- ・ エス・ロジのガバナンス体制の再構築（第1線の強化）
- ・ シダックス経理部によるモニタリング機能の強化（第2線の強化）
- ・ シダックス内部監査部門による牽制機能の強化（第3線の強化）
- ・ 部門間の連携の強化（モニタリング・牽制部署間での情報共有の強化）
- ・ SDC事業部における有効な内部統制の構築・運用
- ・ 役職員の会計コンプライアンス意識の向上
- ・ 親会社（注：当社）の支援による組織体制の見直し

第5 類似案件調査について

1. フード事業におけるアンケート調査の実施

本調査の過程において、シダックスグループ内のフード事業を営む一部の店舗において、棚卸資産の不適切な報告（以下、「不適切在庫報告」という。）が認められたことから、本件不適切行為と類似する棚卸資産の過大計上が生じていないか等を確認するため、同フード事業の各店舗の店長等の責任者1,692名に対しアンケート調査を実施した結果、66名から、過去又は現時点において不適切在庫報告があった旨の申告があった。

2. 不適切在庫報告の原因

本調査の結果、シダックスグループのフード事業において、少なくとも8件の100万円を超える不適切在庫報告が判明し、そのうち7件は、棚卸資産の残高として虚偽の数値を報告するという点で本件不適切行為と行為態様及び動機の面で共通点が認められた。この主たる要因としては、以下のような点が挙げられる³。

- ・ 棚卸に関する正しい手続の軽視
- ・ 実態とあった「正しい数値」を報告するという意識の希薄さ

3. 不適切在庫報告の影響及び再発防止について

アンケート調査及びその後のヒアリング等による調査の結果、100万円を超える不適切在庫報告が判明したのは8件、その最大額は約300万円であり、不適切在庫報告が行われたことが認められた各店舗の棚卸資産の金額を全て合算しても、当社の連結ベースの棚卸資産等を含む財務諸表項目において重要性が乏しいことを確認した。

不適切在庫報告についても、当チームは上記第4と同様の再発防止策を提言する。

以上

³ なお、本調査において、A氏とフード事業の店舗の責任者等が意思を通じて不適切な行為を行ったことは認められなかった。